

報道発表

【令和8年4月22日】

COCORONOMICHI



COCORONOMICHI
Seaside Town Onomichi

尾道市建設部用地課
用地係（担当）池岡、柳
電話〔直通〕(0848)38-9284
〔代表〕(0848)38-9111
〔内線〕445
FAX (0848)38-9295
E-mail yochi@city.onomichi.hiroshima.jp
〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1

件名 準用河川区域内占用料の誤請求について

令和8年度分準用河川区域内占用料の一部について、データ入力の際により、間違った金額が記載された納付書及び河川占用料通知書（以下「納付書等」）を使用者に送付したことが判明しました。

使用者には、お詫びとお知らせを通知するとともに、金額を訂正した納付書等を再送付いたします。

【経過等】

令和8年4月20日（月）午後、使用者から「占用料は、料金表のどの単価を用いているのか」との問い合わせが、用地課にありました。

請求した占用料を確認したところ、本来、450円（1㎡あたり）にすべきところ540円（1㎡あたり）に誤って算定していたことが判明しました。

全件確認したところ、誤った納付書等の発行件数及び誤請求金額の合計は次のとおりでした。

納付書件数 102件 → 誤請求金額の合計 175,740円
口座振替件数 70件 → （4月30日の振替日までに間に合うよう修正しました。）

【原因と対応】

1 原因

3月下旬に占用料システムデータを用地課で作成しましたが、その際、間違いを見つけることができませんでした。4月13日には、システムデータを反映した納付書等の打ち出しを行い、4月17日に使用者に発送したものです。

2 対応

4月21日（火）から順次、該当する使用者にお詫びとお知らせ文書を発送しています。今後、早期に金額を訂正した納付書等を再送付する予定です。既に納付済みの使用者には、速やかに還付の手続きを行います。

なお、口座振替については、4月30日に正しい金額で引き落としを行います。

このような事態となりましたことを関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後は、複数人で確認を厳密に実施することにより、再発防止に努めます。

【添付資料】 有 無